

学校法人九州文化学園個人情報の保護に関する規則

(平成17年4月1日制定)

改正 平成18年4月1日 平成23年9月1日

平成29年6月1日 平成31年4月1日

令和3年4月1日 令和5年4月1日

令和7年9月26日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人九州文化学園（以下「学園」という。）及び学園が設置する各学校（以下「各学校」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、学園及び各学校の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「個人情報」とは、各学校の学生、生徒、児童及び園児（以下あわせて「在学生」という。）、在学生の保護者及び保証人、学園の役員及び職員（学園と雇用関係にあるすべてのものをいい、非常勤講師、非専任職員等を含む。以下同じ。）、並びにこれらに準ずる者（入学志願者を含む。）に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。））

(2) 個人識別符号が含まれるもの。

2 この規則において、「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの。

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。

3 この規則において、「保有個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、学園及び各学校が保有しているもの

をいう。ただし、文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

4 この規則において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

5 この規則において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために、氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。

6 この規則において「個人データ」とは、個人情報ファイル等を構成する個人情報をいう。

7 この規則において「情報主体」とは、個人情報によって識別される特定の個人（当該個人の保護者、保証人及び法定代理人を含む。）をいう。

(所属長等の責務)

第3条 学園及び各学校の長（以下「学校長」という。）は、この規則及び関係法令等の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、実施するとともに、保有個人情報の管理について、これを統括する。

2 学校長は、当該学校が保有する保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、所属する職員が個人情報を適正に取扱うように指導し、それに関連する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処するものとする。

3 学園の事務局長及び各学校の事務（局）長（以下「事務（局）長」という。）は、学校長の第1項の業務を補佐し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、第5条に定める個人情報保護管理者を指導し、個人情報の保護に関連する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処するものとする。

(職員の責務)

第4条 個人情報を取扱う職員は、法令及びこの規則を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、保有個人情報の正確性及び安全性の確保に努めなければならない。

2 個人情報を取扱う職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 前項の規定は、職員がその職を退いた場合にあつても、同様とする。

(個人情報保護管理者)

第5条 この規則の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、各学校のすべての管理職員をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、事務（局）長は、特に必要と認める場合には、前項に定める管理職員以外の者を管理者に指名することができる。

- 4 管理者はこの規則の定めに従い、その所管する業務の範囲内における個人情報について、職員がこれを適正に取扱うよう指導し監督するとともに、その取扱い並びに所管する保有個人情報の開示及び訂正等の請求に関し、これを適正に処理する責任を負う。
- 5 管理者が取扱う個人情報及び所管する保有個人情報は、学校法人九州文化学園事務組織規定に規定する事務分掌の範囲内とする。
- 6 保有個人情報の管理責任範囲について疑義が生じた場合は、当該管理者間の協議により、これを解決するものとする。

第2章 個人情報保護に関する委員会 (委員会)

第6条 学園及び各学校の個人情報の保護に関する重要事項を審議するため、原則として、各学校ごとに、個人情報保護に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。
(審議事項)

第7条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する基本的施策に関する事項
- (2) 管理者から保有個人情報の取扱い、開示、訂正、不服申立て等について付議された事項
- (3) 第5条第6項による管理者間の協議が調わなかった場合の取扱いに関する事項
- (4) その他、個人情報の保護に関する重要な事項

(関連機関の意見聴取)

第8条 委員会は、電子計算機を用いて管理する個人情報の取扱いについて審議するときは、必要に応じて、各学校に設けられた関連部門等の意見を聴くものとする。

- 2 前項のほか、委員会は前条に規定する事項の審議のため、関係する諸機関の意見を求めることができる。

(委員会の構成)

第9条 委員会は、次の委員により構成する。

- (1) 学校長（学園の場合は理事長）
- (2) 事務（局）長
- (3) 学校長又は事務（局）長が職員のうちから選任した者

(委員長及び副委員長)

第10条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は学校長をもって充て、副委員長は事務（局）長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となり、委員会の業務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代行し、又は委員長の職務を行う。

(運営)

第11条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、やむを得ない事由のため出席できない委員が、あらかじめ書面により自己の意思を表示して他の委員に委任した場合は、これを出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長がこれを定める。

(事務の所掌)

第12条 学園及び各学校の個人情報の保護に関する主管部署は、学園は法人事務局総務課、大学は総務課、短大は総務・会計課、高校・中学校・小学校・幼稚園・専門学校は事務課とする。

第3章 個人情報の取扱い

(保有の制限等)

第13条 個人情報の保有は、学園又は各学校の業務又は教育・研究活動を遂行するために必要な場合に限るものとし、保有にあたってはその利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、これを保有してはならない。

3 第1項の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第14条 文書、図画及び電磁的記録に記録された個人情報を取得するとき並びに情報主体から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該情報主体の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ当該情報主体に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体、財産の保護のために緊急の必要があるとき

(2) 利用目的を情報主体に明示することにより、当該情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき

(3) 出版、報道等により、当該個人情報がすでに公にされているとき

(4) 法令の規定に基づくとき、又は司法手続上必要なとき

(5) 委員会が、利用目的を明示することにより、学園又は各学校の権利もしくは正当な利益を害するおそれがあると認めたとき

(6) 前各号に掲げる場合のほか、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき、その他委員会が相当の理由があると認めたとき

(利用及び提供の制限)

第15条 保有個人情報は、利用目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、情報主体又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 法令の規定に基づくとき

(2) 情報主体の同意があるとき

(3) 人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき

(4) 公衆衛生の向上又は在学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき

(5) 学園又は各学校の業務若しくは教育・研究活動の遂行に必要な限度で保有個人情報を用いて当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき

(6) 委員会が、情報主体以外の者に提供することが明らかに当該情報主体の利益になると認めるとき

(7) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成のために保有個人情報を提供するとき、その他委員会が相当の理由があると認めるとき

3 前項により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供するときは、対象とする保有個人情報の範囲をできる限り特定するものとし、個人情報のうちの必要な事項に限定して利用し、又は提供しなければならない。

4 第2項第5号の場合であっても、管理者は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該保有個人情報の利用を特定の組織単位に限るものとする。

5 管理者は、第2項により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供するときは、その事実を記録しなければならない。

(適正取得)

第16条 学園は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(要配慮個人情報の取得)

第17条 学園は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

(6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(利用目的の通知又は公表)

第18条 学園は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 学園は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(提供を受ける者に対する措置要求)

第19条 管理者は、所管する保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付し、若しくはその漏洩の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人データの第三者への提供)

第20条 学園は、次の各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令の規定に基づくとき。
- (2) 人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は在学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 前条の規定により、個人データを第三者に提供したときは、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 当該個人データを提供した年月日
- (2) 本人の同意を得ている旨
- (3) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対し提供したときは、その旨）
- (4) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (5) 当該個人データの項目
(正確性の確保)

第21条 管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、所管する保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない。

(安全確保の措置)

第22条 管理者は、所管する保有個人情報の漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、学園から個人情報の取扱いの委託を受けた者が、受託した業務を行う場合についても準用する。

(教職員の監督)

第23条 学園は、その教職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該教職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第24条 学園は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(情報システムにおける管理)

第25条 ネットワーク管理者は、電子計算機を用いて管理する個人情報を取扱うときは、当該個人情報の管理者と協議の上、個人情報の入力、更新、削除、検索等の電子計算機処理を担当する者及び処理を行う場合の条件等を定めなければならない。

2 ネットワーク管理者は、電子計算機を用いて管理する保有個人情報への不当なアクセス等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講じなければならない。

(委託に伴う取扱い)

第26条 個人情報の取扱いを含む業務を外部委託する場合は、当該契約において、個人情報の適正な取扱いについて、受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 前項の受託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関連して知り得た個人情報の内容を他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(外部要員の受入れに伴う取扱い)

第27条 前条の規定は、個人情報の取扱いを含む業務を行うため、外部から要員を受け入れる場合についても準用する。

第4章 個人情報ファイル

(保有等に関する事前通知)

第28条 学園の組織単位において個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該組織単位の長は、あらかじめ理事長に対し、次に掲げる事項を届出なければならない。届出した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該組織単位の名称及び管理者の職名
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目及び個人情報ファイルに記録される情報主体の範囲
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法
- (6) 個人情報ファイルに記録された個人情報を当該組織単位以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先
- (7) 第23条第3項の規定に基づき、個人情報ファイルに記録された項目の全部又は一部又は個人情報の提供先を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、若しくは個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、これを適用しない。

- (1) 学園又は各学校の機密その他学園の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

- (2) 学齢簿及び指導要録並びに在学生又は在学生であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその学業成績、学習及び健康の状況、学習及び生活指導、進路指導、学納金の納付等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（入学試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- (3) 職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与、福利厚生等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（職員の採用試験及び雇用契約に関する個人情報ファイルを含む。）
- (4) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (5) 前項の規定による届出に係る個人情報ファイルに記録されている個人情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録されている個人情報の項目及び範囲等が、当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (6) 1年以内に消去することとなる個人情報のみを記録する個人情報ファイル
- (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものと認めたもの

3 管理者は、第1項に規定する事項を届出た個人情報ファイルの保有を中止したときは、遅滞なく、委員会にその旨を届出なければならない。

（個人情報ファイル簿）

第29条 事務（局）長は、学園及び各学校が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を記載した帳簿としての「個人情報ファイル簿」を作成し、各主管部署に備え置くものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、これを適用しない。

- (1) 前条第2項第1号から第8号までに掲げる個人情報ファイル
- (2) 前項の規定により備え置かれた「個人情報ファイル簿」掲載の個人情報ファイルに記載されている個人情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録されている個人情報の項目及び範囲等が、当該「個人情報ファイル簿」に記載された事項の範囲内のもの

3 第1項の規定にかかわらず、事務（局）長は、個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に報告の上、個人情報ファイルに記載された項目の全部又は一部を個人情報ファイル簿に記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第5章 個人情報の開示、訂正等

（開示請求）

第30条 個人情報によって識別される特定の個人（以下「本人」という。）は、この規則の定めるところにより、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる。ただし、本人の同意があるとき、又は委員会が認めたときは、当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人による開示の請求を妨げない。

2 前項の請求（以下「開示請求」という。）にあたっては、本人であること（当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人であるときはその旨。）を明らかにし、当該開示

請求に必要な事項を明記した文書（本人の同意に基づく当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人による開示請求にあつては、本人の同意書を含む。）を、当該開示請求に係る保有個人情報を所管する管理者あてに提出しなければならない。

3 管理者は、開示請求を受けたときは、当該保有個人情報を開示（当該本人の保有個人情報が存在しないときに、その旨を知らせることを含む。以下同じ。）するものとする。ただし、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき

(2) 開示請求の対象となる保有個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき

(3) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であつて、開示をすることにより、当該指導、評価、診断、選考等に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 委員会が、開示をすることにより学園又は各学校の業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認めたとき

(5) 前各号に掲げる場合のほか、委員会が相当の理由があると認めたとき

(開示の決定)

第31条 管理者は、所管する保有個人情報の開示請求を受けたときは、遅滞なく、当該開示請求に係る保有個人情報の開示について決定しなければならない。

2 管理者は、所管する保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(開示の方法)

第32条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは印字装置による出力物の閲覧又は写しの交付により行う。ただし、それらの方法による開示が困難である場合には、他の適切な方法により行うことができる。

(訂正等の請求)

第33条 情報主体は、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報について、その内容に誤りがあると認められる場合は、当該保有個人情報を所管する管理者に対し、訂正又は追加（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

2 第30条第2項の規定は、保有個人情報の訂正等の請求をする場合についても準用する。

3 管理者は、第1項の請求を受けたときは、その内容の訂正等に関し、学園及び各学校の諸規則並びに法令の規定において特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

4 管理者は、前項により所管する保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、訂正等を請求した者に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(取扱い停止の請求)

第34条 情報主体は、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報が、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われていると認められる場合は、当該保有個人情報を所管する管理者に対し、その取扱い停止の請求をすることができる。

- 2 第30条第2項の規定は、保有個人情報の取扱い停止を請求する場合についても準用する。
- 3 管理者は、第1項の請求に理由があることが判明したときは、これを是正するために必要な限度で、遅滞なく当該保有個人情報の取扱いを停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の取扱いの停止に多額の費用を要する場合、その他取扱いを停止することが困難な場合にあつて、情報主体の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 4 管理者は、前項により所管する保有個人情報の全部又は一部について取扱いを停止したとき、若しくは取扱いの停止を行わない旨の決定をしたときは、取扱いの停止を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

(提供停止の請求)

第35条 情報主体は、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報が、不当に第三者に提供されていると認められる場合は、当該保有個人情報を所管する管理者に対し、第三者への提供の停止を請求することができる。

- 2 第30条第2項の規定は、保有個人情報の第三者への提供の停止を請求する場合についても準用する。
- 3 管理者は、第1項の請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく当該保有個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合、その他第三者への提供を停止することが困難な場合にあつて、情報主体の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 4 管理者は、前項により所管する保有個人情報の全部又は一部について第三者への提供を停止したとき、若しくは第三者への提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、第三者への提供の停止を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

第6章 個人情報の取扱いに関する苦情処理及び不服の申立て

(個人情報の取扱いに関する苦情処理)

第36条 学園は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(不服の申立て)

第37条 情報主体は、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報の取扱いについて不服がある場合は、委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

- 2 前項の申立てをするときは、情報主体本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書を、当該保有個人情報を所管する管理者を経て、委員会あてに提出しなければならない。
- 3 委員会は、第1項の申立てがあつたときは、速やかに申立て事項について審査する。この場合において、委員会は必要に応じ不服申立人、当該保有個人情報の管理者又は当該保有個人情報を所管する部署の職員その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員会は、審査終了後、その決定事項を不服申立人に文書で通知するものとする。

(理由の説明)

第38条 第33条第4項、第34条第4項、第35条第4項又は前条第4項の規定により、情報主体から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知す

る場合、若しくはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、当該情報主体に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

第7章 雑則

(適用除外)

第39条 学園又は各学校が保有する保有個人情報のうち、分類その他の整理が行われないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるため、その中から特定の保有個人情報を検索することが困難であるものは、前章の規定の適用については学園に保有されていないものとみなす。

2 学園又は各学校が保有する個人情報であって、個人情報ファイル化されないで、文書、図画及び電磁的記録に散在的に記録されている個人情報については、前章の規定の適用については学園に保有されていないものとみなす。

(教育・研修)

第40条 事務(局)長は、この規則及び関係法令等の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するため、職員に対して必要な教育、研修等を実施しなければならない。

(監査)

第41条 学校長は、各学校における個人情報の取扱いについて、定期的に監査を行うものとする。

2 学校長は、前項の監査を行うにあたっては、監査担当者を任命するものとする。

3 監査担当者は、監査の結果を学校長に報告しなければならない。

(補則)

第42条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第43条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に学園及び各学校が保有している個人情報ファイルについての、この規則第22条第1項の適用に際しては、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この規則の施行後速やかに」と読み替えるものとする。

附 則 (平成18年4月1日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月1日)

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月1日)

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月26日）

この規則は、令和7年9月26日から施行し、令和7年9月1日から適用する。

個人情報保護管理者等一覧

令和7年9月26日制定

部門	法人事務局	大学	短大	高校	小中学校	幼稚園	調専	学院
個人情報保護管理者	管理職員 全て	管理職員 全て	管理職員 全て	管理職員 全て	管理職員 全て	管理職員 全て	管理職員 全て	管理職員 全て
監査担当者	総務課長 財務課長	副学長 研究科長 学部長 学科長 事務局長 事務局次 長	副学長 教学部長 学科長 事務局長	副校長 教頭 主幹教諭 事務長	副校長 教頭 事務長	事務長 主幹保育 教諭	事務長 主任	事務長 主任